

富山県まちなか開業促進物件整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県まちなか開業促進物件整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助事業者」とは、知事が適当と認める事業者をいう。

2 この要綱において、「補助事業」とは、補助事業者が行う県内のまちなかに存する遊休資産を活用することで、複数の事業者が物件又は区画を共用する仕組みを構築し、若者女性、UIJターン者等のまちなかでの開業等を促進する物件を整備する事業をいう。

3 この要綱において、「まちなか」とは別に定めるものをいう。

4 この要綱において、「若者女性、UIJターン者等」とは別に定めるものをいう。

5 この要綱において、「開業等を促進する物件」とは別に定めるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この補助金の対象とならないものとする。

- (1) 国若しくは県の他の補助金を現に受けて実施し、又は受けて実施する予定である場合
- (2) 市町村が補助事業者に対し、補助金の交付を行わない場合
- (3) 整備した物件への入居者のうち、若者女性、UIJターン者等が2分の1に満たない場合

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業者概要書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 簡易資金繰り表（様式第5号）
- (5) 申請に係るまちなかと事業実施場所を示す地図

- (6) まちなか、事業実施店舗等の現状の写真
- (7) 改装工事の設計図面及び平面図
- (8) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- (9) 住民票謄本（個人の場合）
- (10) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (11) その他参考となる資料

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業者は、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 事業費の20%以上の変更をすること。

（交付決定の取り消し）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

- (2) 第7条に規定する交付条件に違反したとき、又は同条の規定による知事の指示に従わなかったとき。
- (3) 事業開始後5年以内に休止または廃止したとき。(ただし、天災地変により営業ができなくなった場合又は経営の悪化により廃業した場合等やむを得ないと認められる場合を除く。)
- (4) 整備した物件への入居者のうち、若者女性、UIJターン者等が2分の1に満たない状態が相当程度経過したとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定に基づき、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 前項の場合の補助金の返還額は次のとおりとする。ただしまちなかへの相当程度の貢献等により、特別に配慮する必要があると知事が認める場合は、これによらないことができる。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当したとき 交付額の全額
- (2) 営業期間が2年以内の場合 交付額の全額
- (3) 営業期間が2年を超え5年以内の場合 補助対象の財産の残存価額×補助割合

3 前項第3号における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 残存価額 補助対象の財産の取得価額を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(以下これらを「処分制限期間」とする。)で除し、処分制限期間から営業期間を差し引いた年数を乗じた金額の総額
- (2) 補助割合 補助対象経費に対する補助金交付額の割合

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、営業を開始した日から起算して5年を経過する日までの間(建物及び償却資産については、5年を最長とした処分制限期間)補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、財産の処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けること。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認にかかる財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の遂行状況について、補助事業状況報告書(様式第9号)を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、当該交付決定に係る事業終了後、速やかに実績報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 取得財産等管理台帳（様式第13号）
- (4) 事業実施を証する写真
- (5) 支出の内容や根拠を示す資料
- (6) その他参考となる資料

(概算払)

第14条 知事は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後、当該補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費に係る補助金については、概算払をすることができるものとする。

(実施効果の報告)

第15条 知事は、補助事業者に対し、補助事業の完了後、必要に応じ、補助事業に係る店舗の運営や集客の状況を報告させることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りではない。

2 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。